

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	東アジア青少年交流基金
法人名	（財）日韓文化交流基金
基金額（国庫補助金等相当額）	3,804百万円（3,804百万円）（平成20年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	平成19年1月の第2回東アジア首脳会議（EAS）において、EAS参加国を中心に、今後5年間、毎年6,000人程度の青少年を日本に招くために350億円規模の交流計画（21世紀東アジア青少年交流計画）を実施する旨発表したことを受け、平成19年度から5年間の韓国との青少年交流事業を実施するため、（財）日韓文化交流基金に東アジア青少年交流基金が設置された。日韓の青少年を対象とする短期及び中長期の招へい事業や派遣事業、交流事業等を実施する。

2. 見直し結果（平成20年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日韓間の青少年交流事業は、長期的に安定した日韓関係を構築する上で大変有意義であり、今後とも、基金基準に適合するよう、継続して多様な招へい・派遣事業等を実施する。 ○ 外務省は、本事業の実施が今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施。
基金事業を終了する時期	○ 平成23年度までに事業を終了する。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成23年度に実施する。
基金事業の目標	○ 平成19年度から5年間、韓国の青少年の招へい（毎年1,000人程度）等を行う。
目標達成度の評価	平成19年度は、各種短期招へい、長期招へい事業を実施し、事業目標である年間1000人の韓国青少年の招へいを大幅に上回る結果となった。平成20年度以降も多様な招へい事業を実施し、日韓間の幅広い青少年交流を促進するとともに、派遣事業も継続して実施し、両国の将来を担う若い世代の相互理解を深める必要がある。
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。
基金の保有割合の算出	<p>（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額÷事業完了までに必要となる事業費及び管理費</p> <p>（算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：平成19年度末の基金額：3,804百万円 事業完了までに必要となる事業費及び管理費：3,804百万円</p>
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	<p>使用見込みの低い基金等の該当の有無</p> <p>有・無</p> <p>〔有の場合〕該当する理由</p> <p>—</p> <p>（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）</p> <p>—</p>
その他	

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。